

M & A 支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景況の悪化等により、廃業等を検討している中小企業者の事業引継や、中核的企業による事業の拡大・多角化等を支援するため、M & A に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

M & A により事業譲渡または事業譲受を行おうとする県内中小企業者

補助対象事業

① M & A 実現型

補助事業期間内での M & A 成立が見込まれる県内中小企業者が行う M & A に係る手続きであり、デューデリジェンスの実施、登記変更・許認可取得、仲介契約成功報酬の支払い等

② M & A 促進型

県内中小企業者が M & A に取り組むために行う手続きであり、仲介契約の締結、企業概要書の作成、ロングリスト/ショートリストの作成、マッチングプラットフォームによる相手方探索等

補助対象となる経費

M & A の検討・実施に必要な経費（謝金、旅費、委託費、許認可等取得関連費、使用料及び賃借料等）

補助事業の実施期間

原則として交付決定通知日以降であり、採択を受けた事業計画の事業開始日から令和 3 年 2 月 28 日までとします。

ただし、「事前着手のための届出書」を提出し、認められた場合は、令和 2 年 4 月 1 日以降の着手日からとします。

補助率・補助限度額 ※補助額は千円単位とし、端数は切捨てます。

事業区分	補助率	補助上限額	補助下限額
M & A 実現型	2 / 3	200万円	20万円
M & A 促進型	2 / 3	100万円	10万円

募集期間

令和 2 年 11 月 24 日（火）～12 月 24 日（木）

※交付決定額が予算に達した場合は、期限前に募集を終了することがあります。

申請方法

補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、郵送または持参により提出してください。

- ①事業実施計画書（様式第 2 号）②収支予算書（様式第 3 号）③誓約書（様式第 4 号）
- ④登記簿謄本 ⑤決算書（直近 2 期分）⑥会社案内等会社の概要がわかるもの
- ⑦事前着手のための届出書（様式第 5 号）

申請先、お問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目 1-1

企画班 TEL018-860-2214 FAX018-860-3887

実施要領・申請書様式等は県HPに掲載しています。



美の国あきたネット

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53064>



秋田県中小企業振興キャラクター
がんばっけさん